

新旧対照表(柏市工事検査要領『平成31年4月1日から施行』)

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 この要領は、法令その他別の定めがあるものを除くほか、柏市財務規則(昭和59年柏市規則第4号。以下「規則」という。)第152条及び<u>柏市下水道事業会計規則(平成26年柏市規則第39号)第63条第1項の規定による請負建設工事の検査(以下「工事検査」という。)</u>の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第12条の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発注した工事について適用し、施行日前に発注した工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、法令その他別の定めがあるものを除くほか、柏市財務規則(昭和59年柏市規則第4号。以下「規則」という。)第152条()の<u>規定による請負建設工事の検査(以下「工事検査」という。)</u>の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第12条の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発注した工事について適用し、施行日前に発注した工事については、なお従前の例による。</p> <p>() ()</p>